



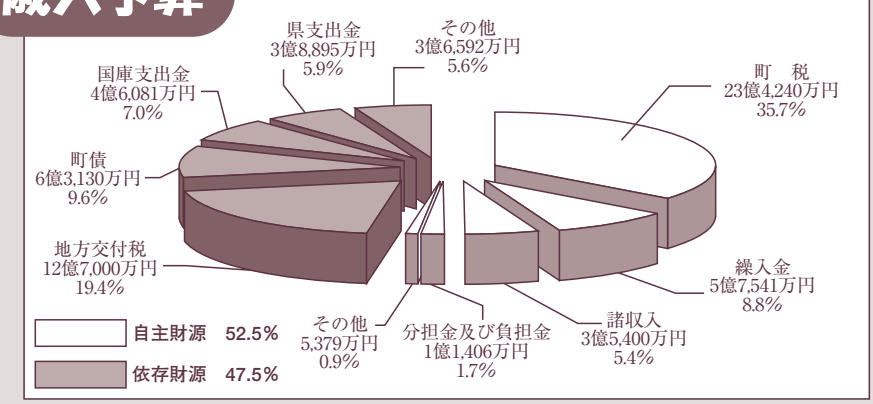
お知らせします・・・！

平成19年度 わがまちの予算



平成19年度の当初予算が、3月の町議会で議決されました。
一般会計では、教育環境整備のための小学校の規模改修及び地域の健康づくり・介護予防の拠点となる東部地域健康センターの建設など、投資的経費の増額により、総額65億5千664万円、前年度の予算に対して、6億5千492万円、11.1%の増額となっています。
(政策企画課)

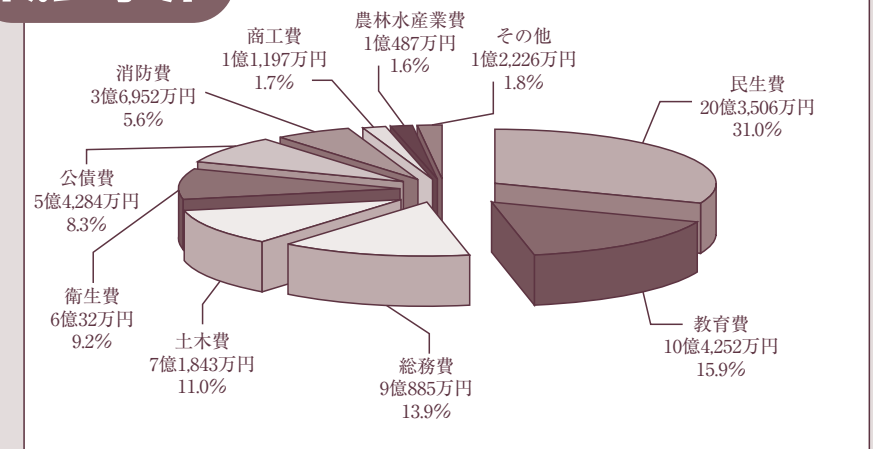
歳入予算



☆歳入予算について

町の主な財源は、町民税、固定資産税などの町税35.7%と地方交付税19.4%で、町の歳入の約55%を占めています。次に多いのが、町債(町の借金)で9.6%、次いで基金からの繰入金(町の貯金の取り崩し)で8.8%、国庫支出金7%、県支出金5.9%となっています。

歳出予算



☆歳出予算について

歳出予算では、民生費の割合が最も多く全体の31%を占めています。次に多いのが、小中学校の経費を含む教育費で15.9%、次いで総務費13.9%、道路や公園の整備費用を含む土木費11%、衛生費で9.2%となっています。

特別会計・公営企業会計

特別会計及び公営企業会計では、各会計の円滑な運営を行うために必要な予算を計上しています。

会計名	平成19年度	平成18年度	対前年度比	
一般会計	65億5,664万円	59億 172万円	11.1%	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	28億2,673万円	24億8,771万円	13.6%
	老人保健医療特別会計	21億5,545万円	21億1,831万円	1.8%
	公共下水道事業特別会計	10億9,203万円	11億2,262万円	△2.7%
	介護保険特別会計	15億1,802万円	15億 142万円	1.1%
上水道事業会計	7億 154万円	6億1,173万円	14.7%	

一般会計歳出予算の費目ごとの内容

費目	予算額	内容
総務費	9億885万円	庁舎や町有地などの町有財産の維持管理に必要な予算のほか、防犯対策・交通安全対策や住居表示事業に必要な予算、町税の徴収、戸籍や住民基本台帳の管理に必要な予算を計上しています。
民生費	20億3,506万円	東部地域健康センターの建設費のほか、保育所や児童クラブ等の運営など、児童福祉の推進に係る予算、介護予防サービスの継続的マネジメントを行う地域包括支援センターの運営に係る予算、高齢者や障害者の福祉の推進に必要な予算を計上しています。
衛生費	6億32万円	一般廃棄物の収集・運搬・処理等に必要な予算のほか、生活習慣病予防対策事業、住民健診、予防接種等の保健事業等の予算を計上しています。
農林水産業費	1億487万円	農道の改良・整備や農業用水路、老朽化したため池の改良、農作物を荒らす有害鳥獣の駆除等、農業の効率化を図るための予算を計上しています。
商工費	1億1,197万円	地場産業である筆産産を始めたとする商工業の振興・中小企業の育成のほか、消費者対策、観光推進事業などの諸施策の予算を計上しています。
土木費	7億1,843万円	町道、河川の維持補修や改良、深原地区公園整備事業など公園の整備・維持管理のほか、町営住宅の維持管理に必要な予算を計上しています。
消防費	3億6,952万円	広島市消防への委託料や消防団の活動等に必要な予算を計上しています。また、災害時の備蓄食糧や資材など防災のために必要な予算を計上しています。
教育費	10億4,252万円	小学校の大規模改修事業のほか、小中学校の管理運営等の学校教育に必要な予算と図書館・公民館等の社会教育施設の管理運営に係る予算を計上しています。また、町民の皆さんの文化活動やスポーツ振興などを支援するために必要な予算も含まれています。
公債費	5億4,284万円	庁舎、図書館等の大規模な施設整備や町道整備などの際に借り入れた町債の償還金を計上しています。
その他	1億2,226万円	議会費、災害復旧費、諸支出金、予備費の合計。

4月1日から変更 「助役」を「副町長」に

地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日付(平成18年法律第53号)で公付されたことに伴い、4月1日から「助役」を「副町長」に変更し、特別職の「収入役」を廃止します。(総務課)

4月から正式導入 役場職員の時差勤務制度

平成18年度4月から試行していた役場の一部職員の始業・終業時間をずらす時差勤務制度を平成19年度から正式に導入します。

この制度の目的は、職員の勤務時間に柔軟性を持たせることにより時間外勤務手当を支給することなく多様な業務に対応することにあります。

従来、役場の正規の業務時間は、午前8時半から午後5時半までの8時間ですが、時差勤務は必要に応じ、午前6時から午後10時までの間の連続する8時間を確保しつつ、始業・終業時間を割り振りするものです。

昨年度の10カ月間の試行効果は総時間277時間、623,978円の手当の削減となりました。

時差勤務をする職員には、役場の業務時間でも勤務する必要がない時間が生じますので、町民の皆さんのご理解をお願いします。

なお、役場の業務時間は、これまでどおり変更ありません。



(総務課
TEL820-5601)